

栃労発雇均0722第 1 号
令和元年 7 月 23 日

関係機関・団体の長 あて

栃木労働局長



夏季における年次有給休暇の取得促進について(御依頼)

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率は、平成 29 年には 51.1%となっており、5 割を超えたところですが、依然として、政府目標である 70%とは大きな乖離があります。

年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成 28 年 3 月 30 日閣議決定)においても、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得を一層促進する取組が求められているところです。

このため、厚生労働省では年次有給休暇を取得しやすい夏季において、連続休暇の取得に向けた社会的気運の醸成を図るための働きかけを行うこととしております。

つきましては、別添ポスターの掲示及びリーフレットの配布とともに、別紙広報文例について、貴団体において発行されております広報誌(紙)及びホームページへの掲載等、周知広報に御協力くださいますようお願いいたします。